明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○平成三十年歌会始お題「語」の詠進歌の選者が定められた件（宮内庁五）　一
○平成十八年国家公安委員会告示第九号を廃止する件（国家公安委二三）　一
○平成十八年警察庁告示第一号を廃止する件（警察庁一）　一
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務三二五）　二
○日本国に帰化を許可する件（同三二六）　二
○モルドバ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とモルドバ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二二八）　三
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（厚生労働二四一）　三
○医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品の一部を改正する件（同二四二）　三
○保安林の指定をする件（農林水産一〇六九～一〇八四）　三
○消費生活用製品安全法第十九条第二項において準用する第十八条第一項の規定に基づき登録の更新を行った件（経済産業一五八）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通六六三、六六四）　六
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一三〇～一三六）　七
○道路に関する件（中部地方整備局七〇、七一）　八
○道路に関する件（四国地方整備局六一）　八

〔国会事項〕

官庁事項　九

〔人事異動〕

内閣　法務省　厚生労働省　九

〔官庁報告〕

寿都地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について（農林水産省）　九
江良地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について（同）　一〇
三石地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について（同）　一〇
ウトロ地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について（同）　一〇
寿都地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業の廃止の公表について（同）　一〇
江良地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業の廃止の公表について（同）　一〇
三石地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業の廃止の公表について（同）　一〇
ウトロ地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業の廃止の公表について（同）　一〇

〔公告〕

諸事項

官庁
土地家屋調査士懲戒処分、公証人法第十三条に規定する公証人の採用、無縁墳墓等改葬関係　一〇

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇

特殊法人等
厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　一〇

会社その他

法務
平成二十九年度司法修習生採用選考公告（最高裁判所）　一〇

告示

○宮内庁告示第五号

平成三十年歌会始お題「語」の詠進歌の選者は、七月一日、次の者に定められた。

篠　弘
三枝　昂之
永田　和宏
今野　寿美
内藤　明

平成二十九年七月三日

宮内庁長官　山本信一郎

○国家公安委員会告示第三十三号

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）の施行に伴い、認定個人情報保護団体の認定に係る登録免許税の納付期限及び当該納付に係る領収証書をはり付ける書類（平成十八年国家公安委員会告示第九号）を廃止する。

平成二十九年七月三日

国家公安委員会委員長　松本　純

○警察庁告示第一号

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）の施行に伴い、認定個人情報保護団体の認定に係る登録免許税の納付期限及び当該納付に係る領収証書をはり付ける書類（平成十八年警察庁告示第一号）を廃止する。

平成二十九年七月三日

警察庁長官　坂口　正芳

○法務省告示第三百二十五号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

平成二十九年七月三日

法務大臣　金田　勝年

東京法務局所属　山田　知司
東京法務局所属　**徳**田　薫
横浜地方法務局所属　生島　弘康
神戸地方法務局所属　弘瀬　晃
奈良地方法務局所属　大竹　**聖**一
和歌山地方法務局所属　森元　利宏